呉訥撰・若山拯訓読 『祥刑要覧』の訳注 (六)

佐 <u>1</u> 治

人

目

はじめに

序 文 篇(以上、五十九卷一号、六十六卷二号、六十七

卷二号)

文

本

まえおき 第一章 経典大訓

第一節 『書経』舜典の刑罰体系

朱子の解釈 (以上、六十七巻三号)

朱子の刑罰論

第四節 「象」について

第五節 「欽恤」について(以上、六十七巻四号)

第六節 『書経』の抜書き

第七節 『易経』の抜書き

第八節 『周礼』『春秋』の抜書き

第九節 『礼記』『論語』『大学』の抜書き(以上、本号)

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注(六)

第六節

『書経』の抜書き

釈文の抜書きである。注釈文は、多くの字句が『書経大全』の 文のものと一致するが、一致しない字句もある。呉訥自らがい 六節とする。この部分は、『書経』の本文及びそれに対する注 岩村藩刊本の第十丁表第八行から第十一丁裏第六行までを第

成された文章を呉訥が抜書きしたのか、わからない。 も、ある未知の『書経』の注釈書から、ここに見られる形に構 くつかの『書経』の注釈書から注釈文を寄せ集めて、『書経』 の本文と注釈文とを本節に見られる形に構成したのか、それと

和訳

『書経』舜典に次のように記されている。「舜が言うには、

(原注。舜の臣。) よ、あなたは裁判官 (原文。士。原注。

理官。)になりなさい。五刑に当たる罪に被告人が服します。

る。「服」とは、 古の五刑は入れ墨、鼻削ぎ、足切り、 自分が犯した罪を認める、という意味であ 宮刑、死刑であ 【原文】

る。)五刑に当たる罪を認めた罪人は、三つの場所のいずれか

(原注。

市場で執行され、 で刑を受けます。 に触れない場所で執行される。)五刑を免除する代わりに流刑 宮刑は蚕室で執行され、それ以外の刑は人目 (原注。 五刑に当たる罪を認めると、死刑は

刑に当たる罪を犯したけれども情状がやや軽い者、及び帝親、

を科される者には居場所(原文。宅。)があります。(原注。五

者に対しては、流刑を科して追放する。「宅」とは居場所であ る。)五刑の代わりに流刑を科される者の居場所は三段階あり 国家に功労がある者などの五刑を加えることができない

次に重い罪を犯した者は九州の外に住まわされ、その次に重い に分かれている。大罪を犯した者は四方の果てに住まわされ、 ます。(原注。流刑は五刑のそれぞれの代わりに科される刑で あるが、流刑を科される者の居場所は五段階ではなく、三段階

罪を犯した者は千里の外に住まわされる。)ただ明察であれば、

餘刑は隠処に就く。) 五流、宅有り。

(原注。五刑の中、

情のや

であれば、 ることができる。)と。」 公正な裁判を行うことができます。 刑が罪に当てはまって、 訴訟当事者が判決に納得す (原注。 ただ裁判官が明察

官。)。五刑有服 に従って補った。)。鼻陶(原注。舜臣。)、汝作士 書。舜典(もと「書舜典」三字なし。『重刊祥刑要覧』 (原注。古之五刑、 墨劓剕宫大辟。服、 (原注。 謂服其 理

労、不可加以刑者、則流放之。宅、居也。)、五宅三居 罪。)、五服三就 餘刑就隱処。)。五流有宅(原注。五刑中、有情稍軽、及親貴勳 (原注。五刑既服、大辟棄於市、宮刑就蚕室) (原注。

流雖有五、而居之有三等。大罪四裔、 次九州之外、次千里之

服。)。(以上、第十丁表第八行から第十丁裏第一行。)

外。)。惟明克允(原注。

惟致其明察、

則能刑当其罪、

而人信

訓読

書。

舜典。

皐

陶

(原注。舜の臣。) よ、

汝、

士 (原

注。

理

官。)と作れ。 五刑、 服する有り。 (原注。古の五刑は墨 一・劓・

剕・宮・大辟。服とは其の罪に服するを謂う。)五服は三就す。 (原注。五刑、 既に服す。 大辟は市に棄て、 宮刑は蚕室に就き、

大罪は四裔、次は九州の外、次は千里の外。)惟だ明ならば、は三居す。(原注。流は五有りと雖も、之れを居くに三等有り。 五宅がらざる者有れば、則ち之れを流放す。宅は居なり。)五宅や軽きもの、及び親・貴・勲・労にして、加うるに刑を以てす

其の罪に当たりて、人、信服す。)

克く允ならん。(原注。

惟だ其の明察を致せば、

則ち能く刑、

であれば、どんなに大きな罪でも宥します。(原注。意識せず す。(原注。きびしくない。)刑罰を子孫に及ぼしません。 とだけを命じます。(原注。煩わさない。)人民を寛大に治めま 過不足が無くなったので、その結果、刑が用いられなくなっ ができるようになりました。(原注。民が中道を得て、行動に 刑が用いられなくなることをめざす。)人民は中庸を得た行動 なることを目的としました。(原注。刑を用いて政治を助け、 によって五教を弼けました。(原注。「弼」とは輔けるの意であ **皐陶よ、あなたは裁判官として、五刑を明らかに宣告し、それ** に誤って犯した罪は、大きな罪であっても宥す。)故意に犯し 注。父の罪が子に、子の罪が父に及ばない。)過失で犯した罪 た。)と。皐陶が答えて言うには、帝の徳には愆ちがありませ る。「五教」とは、父子に親しみがあり、 ん。(原注。舜の徳には過ちが無い。)人民に対しては必要なこ う教えである。『孟子』滕文公上。)刑を用いるのは、刑が無く 婦にけじめがあり、長幼に順序があり、朋友に信がある、とい 『書経』大禹謨に次のように記されている。「舜が言うには、 君臣に義があり、夫 (原

た罪であれば、どんなに小さな罪であっても刑を科します。

几

きは軽い刑を科します。(原注。犯罪事実が確定したけれども、 さい罪であっても刑を科する。)罪が重いか軽いか疑わしいと 罪になることを知りながら故意に罪を犯した者は、小

法律を適用するに当たって、軽い刑を定めた法律を適用するべ

きか、 軽い刑を定めた法律を適用して処罰する。)辜の無い人を死刑 に処するよりは、むしろ尋常(原文。経。)ではない大罪を犯 重い刑を定めた法律を適用するべきか疑いがあるときは、

きるし、 「経」は常の意である。法律を適用して死刑を科することもで 死刑を科さないこともできる。死刑を科すると、被告

した者の刑を軽くします。

(原注。「辜」とは罪の意である。

不当に軽くしたという責めを裁判官が自分から引き受ける。) であるが故に、むしろ法律の適用を控えて、恩を施して、刑を 人が罪も無いのに死刑に処された、ということになるのが心配

す。(原注。生命を大切にする舜の徳が深く人民の心にしみ入 すから人民は、法律を破って官司にさからうことをしないので 人民は皆、舜の徳を慕い喜び、善行に励み、法律を犯さな

生命を大切にする帝の徳が人民の心に行きわたっています。で

[原文]

い。)と。」

不識誤犯、 于無刑 (原注。用刑輔治、期于不用。)。民協于中 軽罰之。)。与其殺不辜、寧失不経 刑。)。罪疑惟軽 不猛。)。罰弗及嗣 (原注。父子罪不相及。)。宥過無大 注。舜徳無過。)。臨下以簡 中道、無過不及之差、則刑果無所用。)。 阜陶曰、帝徳罔愆 父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。)。 大禹謨。 **皐陶。明于五刑、** 罪大亦宥。)。刑故無小(原注。 (原注。罪已定、而於法疑其可軽可重者、 (原注。不煩。)。御衆以寛 以弼五教 (原注。辜、 (原注。 弼、 知而故犯、 罪、経、 (原注。民合 輔也。 (原注。 常也。 小罪亦 則従 五教、

法可以殺、可以無殺。殺之、恐彼陥於非罪。 舜好生之徳、深入民心。無不愛慕感悦、 而受失刑之過。)。好生之徳、治于民心。茲用不犯于有司 興起於善、 故寧屈法申恩、 而不犯法。)。 (原注。

訓読

(以上、第十丁裏第二行から第九行。)

用いざるを期す。)民、中に協う。(原注。民、中道に合い、 義有り、夫婦、別有り、 ものなり。)刑は刑無きを期す。 (原注。 「弼」は輔なり。 「五教」とは、父子、 大禹謨。皐陶よ。五刑を明らかにして、以て五教を強く。 長幼、序有り、朋友、信有り、という (原注。刑を用いて治を輔け、 親有り、

過

陶曰く、帝徳は愆ち罔し。(原注。舜の徳は過ち無し。)下に臨 不及の差無ければ、則ち刑、果たして用いるところ無し。)皐 うには、天が罪有る者を討ちます。五刑をそれぞれ公正に用い

い及ばず。)過ちを宥すこと大無し。(原注。識らずして誤り犯 (原注。猛ならず。)罰は嗣に及ぼさず。(原注。父子は罪、相

むに簡を以てす。(原注。煩わさず。)衆を御するに寛を以てす。

すは、罪、大なるも亦た宥す。)故を刑するは小無し。(原注。

きか重くす可きかを疑う者は、則ち軽きに従いて之れを罰す。) 軽くす。(原注。罪已に定まりて、法に於いて、其の軽くす可 知りて故らに犯すは、小罪も亦た刑す。)罪の疑わしきは惟れ

其の、不辜を殺すよりも、寧ろ不経に失せん。(原注。辜は罪、

殺さば、彼、非罪に陥らんことを恐る。故に寧ろ法を屈し、 経は常なり。法は以て殺す可く、以て殺す無かる可し。之れを

恩を申べて、刑を失うの過を受く。)生を好むの徳、民心に治

く民心に入る。愛慕感悦し、善を興起せざる無くして、法を犯 し。茲を用て有司を犯さず。(原注。舜の、生を好むの徳、深

和訳

さず。)

皐陶謨に次のように記されている。「皐陶が禹に言

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注(六)

に天から与えられる。私情に従って行使することはできない。) ましょう。(原注。罪人を討ち、 刑罰を用いる権力は、ひとえ

[原文]

ے ث

非可得而私。)。(以上、第十丁裏第十行。) 阜陶謨。天討有罪。五刑五用哉(原注。討罪用刑、一出於天。

訓読

ち刑を用いるは、一に天より出づ。得て私す可きに非ず。) **皐陶謨。天、有罪を討つ。五刑を五用せよ。** (原注。罪を討

和訳

外でも(原文。姦宄。)強盗したり窃盗したり、人を殺したり ちで死を恐れないからです。そのような者を憝まない人はいま に言うには、そもそも民が自分から罪を得るのは、家の中でも 人を傷害したりして(原文。殺越人。)財貨を奪い、暋い気持 『書経』康誥に次のように記されている。「周の成王が康叔

Ŧī. (三五三)

と称する。「暋」は強いという意味である。「憝」は悪むという

せん。(原注。外での悪事を「姦」と称し、内での悪事を「宄」

意味である。この文の意味は、自ら、家の内外で強窃盗し、人

犯し、強暴で残忍で命知らずの者に対しては、憎悪しない人は を殺し、人を顚越(ころがり落とす)して財貨を奪い取る罪を

納得しない人はいない。ということである。)ましてや親不孝 いない。そのような者に対して法律を適用して刑を科すれば、

子が互いに傷つけ合っている。)弟の方で、天顕(原注。天が 命ずる明白な順序。)を失念すれば、その兄に恭順することが

きなければ、その子を病ませてしまいます。(原注。これは父 父の心を傷つけます。父の方でも、その子を養育することがで せん。子が敬んでその父の言う事を聴かなければ、大いにその の者や兄弟と仲よくしない者に対しては、憎悪しない人はいま

忘れるならば、大いに弟に対して友愛の情を欠くことになりま こと(原文。鞠子哀。原注。父母が子供を養育する苦労。)を

できません。兄の方でも、年少者をいたわらなければならない

その者に刑を科して、赦さないように。(原注。懲戒しなけれ ばならず、ゆるしてはいけない。)と。」 な罪を犯す者がいれば、文王が作った刑罰を速やかに用いて、 す。(原注。これは兄弟が互いに傷つけ合っている。)このよう

[原文]

暋、強也。憝、悪也。言、人自犯盗賊姦宄、殺人顛越人取財貨 覧』巻一に従って改めた。)憝(原注。在外為姦、在内為宄。 弗(「弗」はもと「不」に作る。『書経』康誥及び『重刊祥刑要 康誥曰、凡民自得罪、寇攘姦宄、殺越人于貨、暋不畏死、罔

た。)、強狠亡命者、人無不憎悪。用法加之、人無不服。)。 矧惟

(「貨」はもと「與」に作る。 『書経大全』 巻七に従って改め

乃疾厥子 (原注。此父子相夷。)。于弟弗念天顕 (原注。天命顕 不孝不友。子弗祗服厥父事、大傷厥考心。于父不能字厥子、

補った。)恭厥兄。兄(もと「兄」字なし。『書経』康誥及び 『重刊祥刑要覧』巻一に従って補った。)亦不念鞠子哀

然之序。)、乃弗克(もと「克」字なし。『書経』康誥に従って

文王作罰、 父母鞠養之労。)、大不友于弟 刑茲無赦 (原注。 懲戒不可緩。)。(以上、第十一丁 (原注。是兄弟相賊。)。乃其速由

表第一行から第七行。)

訓読

姦と為し、内に在るを宄と為す。暋は強なり。憝は悪なり。言 康誥曰く、凡そ民、自ら罪を得るは、宼攘姦宄し、人を貨に

うこころは、 人自ら盗賊姦宄を犯し、人を殺し、人を顛越し、

法を用いて之れに加うれば、人、服せざる無し。)矧して惟れ 財貨を取り、強狠にして命を亡う者は、人、憎悪せざる無し。

不孝不友なるをや。子、厥の父の事に祗み服せざれば、大い

に厥の考の心を傷る。父に于て厥の子を字する能わざれば、乃

天顕 ち厥の子を疾ましむ。(原注。此れ父子、相い夷う。)弟に于て (原注。天命顕然の序。) を念わざれば、乃ち克く厥の兄

を恭せず。兄も亦た鞠子の哀

乃ち其れ速やかに文王の作る罰に由り、茲れを刑して赦す無か ざれば、大いに弟に友ならず。(原注。是れ兄弟、相い賊う。)

れ。(原注。懲戒して緩くす可からず。)と。

和訳

裁判を慎重に行うことによって、我々の周王朝の命脈を長くし 武王の時の裁判官(原文。司寇。)の蘇公は、自分が担当する 『書経』立政に次のように記されている。「周公が言うには、

ました、と。」(原注。「長」は永いの意である。蘇忿生は司寇

によって、国家の基本を固め、周王朝の命脈を長くした。これ に任じられて、担当する裁判を慎重に行うことができた。それ

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注(六)

は、大臣が国家のために、天命の永続を祈った成果である。)

立政。周公曰(『書経』立政は「曰」字の前に「若」字があ

[原文]

由之獄、培植基本、永我国命。此大臣為国家祈天永命之実。)。 由獄、以長我王国(原注。長、永也。蘇忿生為司寇、用能敬所 り、「曰」字の後に「太史」二字がある。)、司寇蘇公、式敬爾 (以上、第十一丁表第七行から第九行。)

訓読

(原注。父母鞠養の労。) を念わ

我が王国を長くす。(原注。長は永なり。蘇忿生、司寇と為り、 くす。此れ大臣、国家の為めに天の永命を祈るの実なり。)と。 用て能く由るところの獄を敬み、基本を培植し、我が国命を永 立政。周公曰く、司寇の蘇公は、式て爾の由獄を敬み、以て

「忿生は武王の司寇たり。蘇国に封ぜらる。能く法を用いる。」 「司寇蘇公」即ち「蘇忿生」は、 『書経』 立政の 孔氏伝に

[和訳]

『書経』

とある。

| 呂刑に次のように記されている。 | 周の穆王が言う

七 三五〇

とを有する者。)あなた方に祥刑について教えましょう。(原注。 国土を有する諸侯よ。(原注。人民と土地神を祭る神社 刑を正しい刑よりもわざと軽くしたり重くしたりしたときは、 とです。してはいけないことをして、 裁判官が被告人に対する

「祥」とは吉祥である。刑は凶器であるのに「祥」と形容する 刑は刑が無くなることを目的としており、刑が無くなる 刑に当たります。(原注。裁判をつかさどる者がこの五つのし 裁判官の罪は、その軽くしたり重くしたりした分の刑と等しい

のは、

ということは人民が中庸を得るということであるから、刑より

び証人がすべて法廷に出そろいますと(原文。

も大きな吉祥はないからである。)原告被告の両訴訟当事者及 両造具備。)、 すれば、その分の重さの罪を科する。) 弁舌が巧みな人(原文。侫。)が正しい裁判を行う(原文。

てはいけないことをして、被告人の罪を軽くしたり重くしたり

ある。)多数の裁判官(原文。師。)が、両当事者及び証人の、 両訴訟当事者及び証人が全員、法廷に到着した、という意味で (原注。 「造」とは至るという意味である。 「両造具備」とは、 ある。口がうまい人が裁判官になっても、正しい判決を下すこ がうまいという意味である。「折」は判決を下すという意味で 折獄。)ことができるのではありません。(原注。「侫」とは口

五刑に該当する事実を述べる言葉(原文。五辞。)を聴きます。 多くの裁判官が、当事者らの、五刑に該当する事実を述 即ち多いという意味である。「師聴五辞」 を行うことができる。)証人がいない供述(原文。単辞。)は明 できます。(原注。ただ温良忠厚の人だけが間違いがない裁判 とはできない。)ただ善良な人だけが正しい裁判を行うことが

とは、

(原注。「師」とは衆、

べる言葉を聴く、という意味である。)裁判官がしてはいけな 白かつ公正(原文。明清。)に聴取して下さい。(原注。「明」

者に対する自分の怨みを晴らすこと。)と「内」(原注。婦人か ⁻反」(原注。訴訟当事者から自分が受けた恩に報い、訴訟当事 いことは、「官」(原注。訴訟当事者の威勢を畏れること。)と 「清」とは、一点の汚れもない、という意味である。「単辞」と しい。故にただ聡明潔白で少しも私邪の心がない人だけが、そ は証人がいない供述である。これを聴取することはとりわけ難 とは、ほんの少しもおおい隠されていない、という意味である

の供述の内容が真実であるかどうかを洞察することができる。)

らの願い事を引き受けること。)と「貨」(原注。賄賂を受ける こと。)と「来」(原注。友人からの頼み事を引き受けること。)

ただ罪になる事実 裁判を行う時に賄賂として受け取る財貨は宝ではありません。 (原文。辜功。) を集める (原文。府。) だけ 才。折、断也。 (『重刊祥刑要覧』巻一は「也」字の後に「言」

です。(原注。「貨」は財である。「府」は聚めるの意である。 「辜功」は罪状である。)数々の禍い(原文。庶尤。)が降りか

[原文]

して下す、ということである。)と。」

実を積み重ねるだけであって、天は必ずたくさんの殃いを罰と

その財貨は宝とする価値はない。ただ自分が罪を犯した事

の意味は、不正な裁判を行うことと交換して財貨を手に入れて かります。(原注。「庶尤」とはたくさんの殃いである。この句

る。)。有邦有土(原注。有民社者。)、告爾祥刑 呂刑(『重刊祥刑要覧』 巻一は「刑」字の後に「日」字があ

祥也。刑凶器、而曰祥者、 刑期無刑、民協于中。吉莫大焉。)。 (原注。祥、吉

衆也。謂衆聴其入五刑之辞。)。惟官(原注。畏其威勢。)、惟反 巻一は「左」を「佐」に作る。)皆至。)、師聴五辞(原注。師 両造具備 (原注。 造、 至也。謂両争者及證左 (『重刊祥刑要覧』

而出入人罪、 呉訥撰·若山拯訓読 則以人所犯坐之。)。非侫折獄 『祥刑要覧』 の訳注 (原注。侫、 (六

 \Box

賄賂。)、惟来(原注。受干請。)。其罪惟均(原注。典獄有此五

(原注。報己徳怨。)、惟内 (原注。受女謁。)、惟貨

(原注。受

「折」に作る。) 獄。)、惟良折獄 字がある。)非口才可以断(『重刊祥刑要覧』巻一は「断」を 獄無差。)。明清于単辞 (原注。明者、無一毫之蔽。清者、無一 (原注。惟温良忠厚之人、能断

點之汚。単辞、無證左(『重刊祥刑要覧』巻一は「左」を「佐_

に作る。)之辞。聴之尤難。故惟明清無少私曲者、 能察其情。)。

状也。)。報以庶尤(原注。庶尤、 獄貨非宝、惟府辜功 (原注。 貨、 百殃也。言売獄得財、 財也。府、 聚也。辜功者、

宝。惟積己之罪状、天必報之以百殃。)。(以上、第十一丁表第

不足為

訓読

呂刑。邦有り土有り。

(原注。

民社有る者。)爾に祥刑を告げ

九行から第十一丁裏第六行。)

に入るの辞を衆聴するを謂う。)惟れ官。(原注。其の威勢を畏 至るを謂う。)師、五辞を聴く。 刑無きを期し、民、 し。)両造具備す。(原注。造は至るなり。両争者及び証左、 ん。(原注。祥は吉祥なり。刑は凶器なるも祥と曰うは、 中に協う。吉なることこれより大なるは莫 (原注。師は衆なり。其の五刑

を受く。) 惟れ貨。(原注。賄賂を受く。) る。)惟れ反。(原注。己の徳怨を報ず。) 惟れ内。 惟れ来。 (原注。 (原注。

九 (三四八)

て人の罪を出入すれば、則ち人の犯すところを以て之れを坐を受く。)其の罪、惟れ均し。(原注。獄を典り、此の五者有り

す。)侫、獄を折するに非ず。(原注。侫は口才なり。折は断な

に明清にせよ。(原注。明とは一毫の蔽無し。清とは一点の汚(原注。惟だ温良忠厚の人のみ能く獄を断じて差い無し。)単辞り。口才、以て獄を断ず可きに非ず。)惟だ良のみ獄を折す。

は聚むるなり。辜功とは罪状なり。)報ゆるに庶尤を以てす。は宝に非ず。惟だ辜功を府むるのみ。(原注。貨は財なり。府は宝に非ず。惟だ辜功を府むるのみ。(原注。貨は財なり。府だ明清にして少しも私曲無き者のみ能く其の情を察す。)獄貨無し。単辞は証左無きの辞。之れを聴くこと尤も難し。故に惟

は、宝と為すに足らず。惟だ己の罪状を積むのみ。天、必ず之(原注。庶尤は百殃なり。言うこころは、獄を売りて財を得る

れに報ゆるに百殃を以てす。)

叢書』所収本を見た。

「我値が、現のなど一致する。『書経直指』は『四庫全書存目文ではなく、明の徐善述(永楽十七年(一四一九)歿)撰『書文の「天必報之以百殃。」という注釈文は、『書経大全』の

る。

第七節 『易経』の抜書き

抜書きである。注釈文は『周易大全』の文とほとんど同じであ第七節とする。この部分は、『易経』の本文及びその注釈文の岩村藩刊本の第十一丁裏第七行から第十二丁裏第三行までを

るが、異なる箇所もある。『周易大全』は、永楽十三年(一四

一五)に成った『五経四書大全』の一つである。『景印四庫全

和訳

『易経』に次のように記されている。「雷電が噬嗑

書』所収本を見た。

て、その明るさと威力とに則って、刑罰を明示し、号令を整え明らかにし法律を整える。」(原注。古の聖王は雷電の現象を観卦の名。)の卦を象徴する。古の聖王は雷電にならって刑罰を

山の下に火があると、明るさが遠くに及ばない。こまごました裁判を行うことはしない。」(原注。「敢」は果敢の意である。為政者はそれを見て、こまごました政事を行うが、敢て「山の下に火があるのが賁(原注。卦の名。)の卦の象徴で

頼って行うことはしない。) できる。裁判は大事であるから、敢えて狭い範囲の明るさに 政事は小事であるから、狭い範囲の明るさに頼って行うことが らって事実を明白にして、慎重に刑を罪人に科する。けれども、 為政者は、 未決囚を入れる牢獄は、やむを得ず設けられたものであって、 山の上の火が明るく照らす現象を観れば、それにな

為政者はそれを見て、過ちを赦し、罪を宥す。」(原注。「赦」 「雷雨がおこるのが解(原注。卦の名。)の卦の象徴である。

とに則るならば、人民に仁恩を施し、雷雨が物事を解散させる こるという、 は釈の意である。「宥」は寛の意である。為政者が、雷雨がお 解の卦の象徴を観て、雷雨が植物を発育させるこ

の卦の象徴である。為政者は雷電にならって裁判を行い、罪人 「雷鳴と電光とが両方とも発するのが豊(原注。卦の名。) ことに則るならば、罪人に寛宥を行う。)

者は、 を刑に処する。」(原注。裁判を行う者は必ず犯罪事実を明らか 雷が鳴り稲妻が光るという現象を観て、それにならって 刑を行う者は邪悪な者に対して威力を用いる。故に為政

裁判を行い、罪人を刑に処する。

が山の上にあると、その明るさが照らさないものはない。故に に刑を罪人に科する。しかも裁判を長引かせない。」(原注。火 ある。為政者はその現象にならって、事実を明白にして、慎重 山の上に火があるのが旅 (原注。卦の名。) の卦の象徴で

かせて民を牢獄に入れっぱなしにすることができようか。) 有罪と疑われた民が入れられるのである。どうして裁判を長引

その真心を尽くす。死刑を決定する時はあわれみの気持ちを極 死刑を軽くする。」(原注。為政者が裁判の判決を審査する時は の象徴である。為政者はそれを見て、裁判の判決を審査して、 「沢の上を風が吹いているのが中孚(原注。卦の名。)の卦

判官が訴訟を治めて大吉(原文。元吉。)であることを意味す ども、それは軽罪の裁判について言っているのである。 訟の卦の爻辞及び象伝は次のように述べる。「九五の爻は裁

る。」(原注。公平で正しい心を持って高い地位にいるのは裁判

求める。旅の卦で「裁判を長引かせない。」と言っているけれ める。故に誠意を持って常に結論を死刑を軽減することの中に

である。吉が大きいけれども善を尽くさないことがある。 官である。公平に正しく訴訟を治めることができるので、元吉 なのである。元吉とは、大吉であって、しかも善を尽くすこと

「象伝が述べるには、裁判官が訴訟を治めて大吉であるのは

(三四六)

呉訥撰·若山拯訓読

『祥刑要覧』の訳注(六)

(三四五

体

公平で正しい心を持っているからである、と。」(原注。公平で 也。宥、寬也。君子観雷雨作解之象、 体其発育、 則施仁恩。

正しい心を持っていれば理にかなった判決を下すことができ は「公平な心を持っていれば偏りなく訴えを聴くことができる。 正しい心は何に用いても大吉をもたらす。朱子の『周易本義』 其解散、 者、必照其情実。致刑者、用威於奸悪。故観明動之象、 雷電皆至、豊 則行寛宥。)。 (原注。卦名。)。君子以折獄致刑

(原注。 折獄

而折獄

る。」と述べている。呂東萊は「訴訟の数が大変多く、一人の

致刑。)。

裁判官が一度に百も千も抱えるほどである。裁判官が最善を尽 くして全て大吉であろうと欲しても、もし一件一件の裁判で、 (原注。火之在山、 山上有火、旅 (原注。卦名。)。君子以明慎用刑、 明無不照。 故観明照之象 則以明慎用 而不留獄

ことができない。そのようなことをしようとする裁判官は、裁 つ一つの道理を求めて判決を下そうとすれば、心労に耐える 然獄者不得已而設、 民有罪而入。豈可留滞淹久。)。

が、一つの公平で正しい心に他ならないことを全くわかってい 判で最善を尽くして全ての裁判が大吉であることができる原因 子於議獄盡其忠、於決死極其惻。故誠意常求於寬緩之中。若旅 澤上有風、中孚(原注。卦名。)。君子以議獄緩死 (原注。 君

卦言不留獄者、乃言軽罪也。)。(以上、第十一丁裏第七行から

第十二丁表第八行。)

訟。九五、訟元吉

(原注。

以中正居尊位、治訟者也。治訟得 大吉而盡善也。吉大而不盡善者有

雷電噬嗑

(原注。

卦名。)。先王以明罰勑法

(原注。

先王

其中正、所以元吉也。元吉、

ない。」と述べている。

観雷電之象、 山下有火、賁 法其明威、 (原注。卦名。)。君子以明庶政、無敢折獄 以明其刑罰、 飭其號令。)。 (原

以明。 敢、果敢也。山下有火、明不及遠。庶政、事之小者。故用 刑獄、事之大者。故不敢用之以断。)。

注。

雷雨作、

解 (原注。卦名。)。君子以赦過宥罪

(原注。赦、

釈

之、則亦不勝其労矣。殊不知、

聴訟所以能盡善而咸吉者、一箇

矣。)。 象曰、訟元吉、以中正也 (原注。中正之道、 何施而不元吉。

多、至千百。聴訟者、欲其盡善而咸吉、 朱子本義曰、中則聴不偏、正則断合理。東萊呂氏曰、訴訟之繁 **苘件件尋一道理、** 以応

中正而已。)。(以上、第十二丁裏第三行まで。)

訓読

ので、 かにし法を勅う。(原注。先王は雷電の象を観て、其の明威にかにし法を勅う。(原注。卦の名。)なり。先王以て罰を明ら易。雷電は噬嗑(原注。卦の名。)なり。先王以て罰を明ら

法り、以て其の刑罰を明らかにし、其の号令を飭う。)

故に用い以て明らかにす。刑獄は事の大なる者。故に敢て之れ山の下に火有れば、明、遠きに及ばず。庶政は事の小なる者。を明らがにし、寛で編を封する無し、原治、童に昇童など

軽罪を言うなり。)

に寛緩の中に求む。旅卦の、獄を留めずと言うが若きは、乃ち

を用い以て断ぜず。)

るは解の象を観て、其の発育を体すれば則ち仁恩を施し、其の罪を宥す。(原注。赦は釈なり。宥は寛なり。君子は、雷雨作

尽くさざる者有り。)

解散を体すれば則ち寛宥を行う。)

を致す者は威を奸悪に用いる。故に明動の象を観て、獄を折め刑を致す。(原注。獄を折むる者は必ず其の情実を照らす。刑言皆至るは豊(原注。卦の名。)なり。君子以て獄を折め

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注(六)山の上に火有るは旅(原注。卦の名。)なり。君子以て明ら

刑を致す。)

して設く。民、罪有りて入る。豈に留滞淹久す可けんや。)則ち以て明らかに刑を用いるを慎む。然れども獄は已むを得ず山に在るときは、明、照らさざる無し。故に明照の象を観ればかに刑を用いるを慎んで、しかも獄を留めず。(原注。火の、

を尽くし、死を決するに於いて其の惻を極む。故に誠意もて常を議り死を緩くす。(原注。君子は獄を議するに於いて其の忠誤の上に風有るは中孚(原注。卦の名。)なり。君子以て獄

以なり。元吉は大吉にして善を尽くすなり。吉、大にして善を訟を治むる者なり。訟を治むること其の中正を得。元吉なる所訟。九五。訟え元吉なり。(原注。中正を以て尊位に居るは、

東萊呂氏曰く、訴訟の繁多なること千百に至る。訟を聴く者、中なれば則ち聴くこと偏らず、正なれば則ち断、理に合う、と。中正の道は何に施して元吉ならざらんや。朱子の本義に曰く、訟え元吉なるは、中正なるを以てなり。(原注。

理を尋ね以て之れに応ずれば、則ち亦た其の労に勝えず。殊に其の、善を尽くして咸な吉なるを欲するも、苟くも件件、一道

箇の中正のみなるを。と。) 知らず、訟を聴きて、能く善を尽くして咸な吉なる所以は、一 の話し方を観察する。正直でない者は、くどくどしく話す。)

最後の二段、「訟九五訟元吉」から「一箇中正而已」までの呼吸の仕い者は、顔

(岩村藩刊本の第十二丁表第九行から同丁裏第三行) は

『重刊

記一、読易紀聞の文である。『東萊別集』は『景印四庫全書』呂祖謙(一一三七~一八一)撰『東萊別集』巻十二、読書雑祥刑要覧』には無い。最後の一段の「東萊呂氏曰」に続く文は、

第八節 『周礼』『春秋』の抜書き

所収本を見た。

その注釈文の抜書きである。第八節とする。この部分は、『周礼』及び『春秋』の本文及び第八節とする。この部分は、『周礼』及び『春秋』の本文及び

和訳

は、訴訟当事者及び証人の五つの様子を観察しながら、その発『周礼』秋官、小司遼に次のように記されている。「裁判官

言を聴き、真実を求める。一つめは話し方である。(原注。そ

の呼吸の仕方を観察する。正直でない者は、あえいでいる。)い者は、顔色が赤い。)三つめは呼吸の仕方である。(原注。そ二つめは顔色である。(原注。その顔色を観察する。正直でな

そのひとみを観察する。正直でない者は、ひとみがほんやりしでない者は、聴き間違える。)五つめは目の様子である。(原注

四つめは聴き方である。(原注。その聴き方を観察する。正直

(原文)

周礼、小司寇。以五声聴獄訟、求民情。一日辞聴

(原注。観

ている。)」

其聆聴。不直則惑。)。五曰目聴(原注。観其眸子。不直則眊。)。三曰気聴(原注。観其鼻息。不直則喘。)。四曰耳聴(原注。観其出言。不直則煩。)。二曰色聴(原注。観其面顏。不直則赧。)。

訓読

(以上、第十二丁裏第四行から第六行。)

ち煩たり。) 二に色聴と曰う。(原注。其の面顔を観る。直から聴と曰う。(原注。其の、言を出だすを観る。直からざれば則聴と曰う。(原注。其の、言を以て獄訟を聴き、民情を求む。一に辞

ざれば則ち祝し。)三に気聴と曰う。(原注。其の鼻息を観る。

眸子を観る。直からざれば則ち眊し。) 観る。直からざれば則ち惑う。)五に目聴と曰う。 直からざれば則ち喘ぐ。)四に耳聴と曰う。(原注。其の聆聴を (原注。其の す。)に、過失で人を殺した者は死刑にはしない、と定められ ている「過失」と同じである、と述べる。「遺忘」とは、幕や 人に当たったような場合である。鄭司農は、今の律

この部分の注釈文は、 鄭玄の注の文とほとんど同じであるが、

和訳

異なる箇所もある。

を掌る。寛宥の一つめの理由は、勘違いしたこと(原文。不 『周礼』秋官、 司刺に次のように記されている。「赦宥の法

過失。)であり、三つめの理由は、うっかり忘れていたこと

識。)であり、二つめの理由は、気づかなかったこと(原文。

(原文。遺忘。)である。(原注。「忘」の音は妄である。鄭玄の

であると述べる。「識」とは審らかの意である。審らかでない 注に言う。鄭司農 な民が法に触れるとは知らずに犯した罪はゆるす、という意味 (鄭衆。字は仲師。) は、「不識」とは、愚か

て甲であると思い込んで乙を殺したような場合である。「過失」 刃物を持ち上げて木などを切ろうとして、手元が狂って

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注

(子)

とは、

とは、

敵討ちをする人が甲を相手にすべきであるのに、乙を見

槍を投げたり矢を射たりするような場合である。と。) 赦罪の一つめの理由は、幼弱であることであり、二つめの理

すだれの後ろに人がいるのを忘れて、その幕やすだれに向って

(漢律を指

玄の注に言う。「惷愚」とは、生まれながらにして暗愚痴鈍で 由は、老衰していること(原文。老耄。)であり、三つめの理 由は、精神薄弱であること(原文。惷愚。)である。(原注。鄭

以上の者は、自ら手を下して人を殺すのでなければ、他にどの 律(漢律を指す。)に、年齢が八歳に満たない者、及び八十歳 ある者という意味である。鄭司農は、「幼弱老耄」とは、今の ような罪を犯しても刑を科さない、と定められているものに当

[原文]

たる、と述べる。と。)

也。不審、若今仇讎当報甲、 ある。)。掌赦宥之法。壹宥曰不識。再宥曰過失。三宥曰遺忘 (原注。音妄。鄭氏曰、不識、 周官(『春秋大全』巻九は 見乙、 「周官」の後に「司刺」の二字が 謂愚民無所識、 誠以為甲、 則宥之。識、 而殺之者。過失

<u>一</u> 五 (三四二)

若挙刃欲斫伐、

而軼中人者。今律、過失殺人、不坐死。遺忘、 未だ八歳に満たず、八十以上は、手ずから人を殺すに非ざれば、

之。)。壹赦曰幼弱。再赦曰老耄。三赦曰惷(原注。勑江反。) 九及び『周礼』鄭玄注に従って改めた。)焉、而以兵矢投射 若間帷薄、忘有在(「在」はもと「失」に作る。『春秋大全』巻 他は皆、坐せざるが若し。と。) 右の部分は『春秋大全』巻九の文の丸写しである。『春秋大

愚(原注。鄭氏曰、惷愚、生而癡騃童昏者。幼弱老耄、若今律 全』は、永楽十三年(一四一五)に成った『五経四書大全』の

年未満八歳、八十以上、非手殺人、他皆不坐。)。(以上、第十 二丁裏第六行から第十三丁表第一行。) は『重刊祥刑要覧』には無い。 一つである。『景印四庫全書』所収本を見た。なお、この部分

愚民、 い、三宥を遺忘と曰う。(原注。音は妄。鄭氏曰く、不識とは、 識るところ無ければ則ち之れを宥すを謂う。識は審なり。

周官。赦宥の法を掌る。壹宥を不識と曰い、再宥を過失と曰

不審とは、今の仇讎、当に甲に報ゆべきに、乙を見て誠に以て

いる。

甲と為して、之れを殺す者の若し。過失とは、刃を挙げ、斫伐 らにして癡騃童昏なる者なり。幼弱老耄とは、今の律は、年、 江の反。)愚と曰う。 せんと欲して、軼して人に中る者の若し。今の律は、過失にて るを忘れて、兵矢を以て之れに投射するが若し。と。) 人を殺すは死に坐せず。遺忘とは、帷薄を聞て、ここに在る有 壹赦を幼弱と曰い、再赦を老耄と曰い、三赦を憃(原注。勅 (原注。鄭氏曰く、惷愚とは、生まれなが 十年間、恩赦を行わなかったのは、このことがよくわかってい 胡氏 程子(程頤を指す。)は「大きな罪過をすべてゆるすことが

和訳

大きな罪過をすべてゆるした(原文。肆大眚。)。」と記されて 『春秋』の荘公二十二年(前六七二)条に「春、王の正月、

失政であるのは、わかりきったことである。そもそも恩赦が善 人に及び得たことが今までにあったであろうか。諸葛亮が蜀で

過をすべてゆるすならば、天罰を妨害し、国法を破壊すること たからである。」と言っている。 (胡安国を指す。) は次のように述べている。「大きな罪

を下すということである。大きな罪過をすべてゆるしたのを 胡寧を指す。)は「罪が五刑に当たるということは、上天が罸 運にも刑を免れることになる。」(原注。胡茅堂(胡安国の子、 になる。罪が有る者を釈放し、罪の無い人を苦しめ、悪人が幸 に「諸葛亮為政、軍旅数興、而赦不妄下。」とある。)。」(原注。 には大徳を用いて小恵は用いない、と言って、彼が蜀で政治を みだりに下さなかった(『資治通鑑』巻七十五が引く陳寿の評 行った時には、軍事行動はしばしば起こしたけれども、恩赦は

乱す異常なことである。」と言っている。呉臨川 す。)は「大きな罪過をゆるすのは正しいことではない。法を 『春秋』が非難したのである。」と言っている。孫氏(孫復を指 (呉澄を指

きくて赦すべきでない者も赦したのである。『春秋』は、荘公 大きな罪過をすべてゆるした、と書いてあるからには、罪が大 するのであって、一概に赦すのではないのである。『春秋』に、

孟光伝)。」)

るけれども、

罪過をゆるすとは言わない。聖人は大変思いやりが深いのであ す。)は「罪過はもとより赦すことができるけれども、大きな

人の罪を赦すときは必ず、罪の軽重を量って判断

る。」と述べている。 が姦人に恵みを与え、罪人を罰しなかったのを非難するのであ 胡氏は続けて次のように述べる。「後世、その場しのぎの政

治を行って、しばしば恩赦を発令して、悪人に恵みを施し良民

にここからはじまったのである。故に諸葛孔明は、世を治める に害を与えて、恩赦の弊害がますます大きくなったのは、思う 呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注(六) るのである。『詩経』の「甘棠」の詩が詠う召公(周の武王の

すべきものではない、と言った(『三国志』巻四十二、蜀書、 側が枯れた木のように不公平なものであり、明君の治世に存在 光が大将軍の費禕を責めて、恩赦というものは、片側が繁り片 を用いて小恵は用いない、と答えた、と記されている。亮が歿 惜しみしている、と言ったところ、亮は、世を治めるには大徳 汪氏(汪克寛を指す。)が言う。「『資治通鑑』(巻七十五)に、 した後、延熙九年(二四六)に大赦が発令された。大司農の孟 諸葛亮が丞相であった時、ある人が亮に、あなたは恩赦を出し

嘆して語るときは、まるで亮がまだ生存しているかのように語 に至るまで梁州・益州(蜀の境内を意味する。)の民が亮を讃 のである。(原注。『三国志』蜀書、諸葛亮伝の陳寿の賛に「今

のと同じように、諸葛亮を長い間、歌いながら思い出していた

胡氏は続けて述べる。「蜀の人は、

周の人が召公を思い出す

(三四〇)

言葉は 鄭国の宰相。前五二二年歿。)にたとえても、 裁判を行った。)や、鄭の人が歌った子産(典拠不明。子産は 時に南土を巡行し、民に負担をかけないために甘棠の木の下で るとは言えないのである。」と述べられている。)この諸葛亮の 『春秋』の趣旨を理解している。『春秋』が単に「罪過 かけはなれてい (原 文) ある。」) 「大きな罪過をすべてゆるした。」と記したのは、荘公が小恵を になり、善良な人々が泣き寝入りすることになる。『春秋』が 施すことに務めて、大徳を施さなかったことを非難するためで

と記したのは、

をゆるした。」と記さずに、「大きな罪過もすべてゆるした。」

春秋。荘公二十二年、春、王正月、肆大眚(原注。所景反。)。

刑を荘公が正しく用いなかったことを譏ったの

上げて、これを過失で犯した罪及び不可抗力が原因で犯した罪 と同列に扱って、恩赦の対象にする。そのようなことをすれば、 犯した荘公のような者に至っては、反対に、極悪の大罪を取り ができないものである。後世、両方とも失ってしまった。残酷 び夏殷周三代の法であって、どちらか一方だけでも廃すること さな罪であっても刑に処する(『書経』大禹謨)。これは堯舜及 に大きな罪でもゆるし、故意に犯した罪であれば、どんなに小 は次のように述べている。「過失で犯した罪であれば、どんな である。」(原注。陳氏(「張氏」の誤り。張氏は張洽を指す。) た罪であってもすべて刑に処する。その場しのぎという過ちを 犯罪の実情を察知しようともせず、過失で犯し 軍旅数興、而赦不妄下(原注。汪氏曰、通鑑、 以大徳、不以小恵(「恵」はもと「慧」に作る。『春秋大全』巻 恵姧軌、賊良民、而其弊益滋、蓋流於此。故諸葛孔明曰、治世 者、亦赦之。譏其恵姦佚罰也。)。後世有姑息為政、数行恩宥、 必有所剤量於其間、不一槩也。書肆大眚、則罪之大而不当赦 川呉氏曰、眚固可赦、而不言大。聖人雖至仁、然赦人之罪、亦 皆肆、春秋譏之。孫氏曰、肆大眚、非正也。乱法異常者也。 悪人幸而免矣(原注。茅堂胡氏曰、罪在五刑、上天所討。大告 此爾。胡氏曰、大眚皆肆、則廃天討、虧国典、縱有罪、虐無辜。 九及び『資治通鑑』巻七十五に従って改めた。)。其為政於蜀 初丞相亮時、 有

さに偏る者は、

故意に罪を犯して反省しない者が好きなように罪を重ねること

言公惜赦者。亮答曰、治世以大徳、不以小恵。亮卒後、延熙九

其失可知。凡赦、何嘗及得善人。諸葛亮、在蜀、十年不赦。審 (以下、一字分、段下げされている。) 程子曰、大眚而肆之。

年、大赦。孟光責(「責」はもと「倩」に作る。『春秋胡伝附録 ざるは、こ

也。)。斯得春秋之旨矣。肆眚而曰大眚。譏失刑也(原注。陳述亮者、言猶在耳。雖甘棠之詠召公、鄭人之歌子産、無以遠譬

堯舜三代之法、不可偏廃者。後世両失之。偏惨刻者、不復察其纂疏』巻九は「張」に作る。)氏曰、宥過無大、刑故無小、此

(「陳」は『春秋大全』巻九も「陳」に作るが、『春秋胡伝附録

肆大眚、以譏(もと「譏」字なし。『春秋胡伝附録纂疏』巻九悪、而列之於眚災、以従肆赦之例。怙終得志、良善瘖瘂。書曰情、挙過失、而盡刑誅之。及姑息之過、如荘公者、反取大罪極

第二行から同丁裏第八行。)に従って補った。)其務小恵而失大徳也。)。(以上、第十三丁表

訓読

所景の反。) 新景の反。) 新景の反。) かんご 十二年、春、王の正月、大眚を肄す。 (原注)

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注(六)、何ぞ嘗て善人に及び得ん。諸葛亮、蜀に在り、十年、赦せ程子曰く、大眚にして之れを肆す。其の失、知る可し。凡そ

ざるは、此れを審らかにするのみ。と。

法を乱し常に異なる者なり。と。臨川呉氏曰く、眚は固より赦秋之れを譏る。と。孫氏曰く、大眚を肆すは正に非ざるなり。氏曰く、罪、五刑に在り、上天、討つところ。大眚皆肆す、春氏曰く、大眚皆肆せば則ち天討を廃し、国典を虧く。有罪

罪を赦すは、亦た必ず其の間に剤量するところ有り、一概ならす可くして大を言わず。聖人は至仁なりと雖も、然れども人の

れより流る。故に諸葛孔明曰く、世を治むるは大徳を以てし、軌を恵み、良民を賊して其の弊益ます滋きこと有るは、蓋し此譏るなり。と。)後世、姑息に政を為し、数ば恩宥を行い、姧

小恵を以てせず、と。其の、政を蜀に為す、軍旅は数ば興すも、

べからざる者も亦た之れを赦す。其の、姦を恵し罰を佚するをざるなり。大眚を肆すと書すれば、則ち罪の大にして当に赦す

大赦す。孟光、費禕を責めて、赦は偏枯の物、明世の宜しく有大徳を以てし、小恵を以てせず、と。亮卒する後、延熙九年、公、赦を惜しむと言う者有り。亮、答えて曰く、世を治むるは赦は妄りに下さず。(原注。汪氏曰く、通鑑。初め丞相亮が時、

一九(三三八)

るべきところに非ず、と曰えり。と。)蜀人久しくして歌思す

言うこと猶お在すごときのみ。甘棠の、召公を詠し、鄭人の、蜀の諸葛亮伝の賛に曰く、今に至り梁益の民、亮を咨述する者、ること、猶お周人の召公を思うがごときなり。(原注。三国志、

両つながら之れを失す。惨刻に偏る者は、復た其の情を察せず、れ春秋の旨を得たり。皆を肆して大眚と曰うは、刑を失うを譏れ春秋の旨を得たり。皆を肆して大眚と曰うは、刑を失うを譏は小無し。此れ堯舜三代の法、偏廃す可からざる者なり。後世、は小無し。此れ堯舜三代の法、偏廃す可からざる者なり。後世、は小無し。此れ堯舜三代の法、偏廃す可からざる者なり。後世、は小無し。此れ堯舜三代の法、偏廃す可からざる者なり。と。)斯子産を歌うと聞きなり。

肆すと曰う。以て其の、小恵を務めて大徳を失うを譏るなり。肆赦の例に従う。怙終、志を得、良善、瘖瘂す。書して大眚を及びては、反って大罪極悪を取りて、之れを眚災に列し、以て

過失を挙げて尽く之れを刑誅す。姑息の過ち、荘公の如き者に

安国撰『春秋伝』巻九(『景印四庫全書』所収本を見た。)の文れているものを見た。)の文である。「胡氏曰」に続く文は、胡刑要覧』には無い。「程子曰」に続く文は、『河南程氏遺書』巻刊のでいるものを見た。)の文である。『重刊祥

文を除いて、『春秋胡伝附録纂疏』の文である。「陳氏曰」に続く文は、汪克寛撰『春秋胡伝附録纂疏』を丸々剽窃して作られた(『四庫全書は『春秋尊王発微』巻三(『景印四庫全書』所収本を見た。)の文である。「湛氏曰」に続く文は、汪克寛撰『春秋胡伝附録纂疏』を丸々剽窃して作られた(『四庫全書文である。「臨川呉氏曰」に続く文は、呉澄撰『春秋纂言』巻文である。「臨川呉氏曰」に続く文は、呉澄撰『春秋纂言』巻文である。「臨川呉氏曰」に続く文は、呉澄撰『春秋纂言』巻文である。「臨川呉氏曰」に続く文は、呉澄撰『春秋場言』巻文である。「臨川呉氏曰」に続く文は、呉澄撰『春秋胡伝附録章、『春秋寺王発微』を入す。「神氏曰」に続く文は、汪克寛撰『春秋胡伝附録章、『神代』の文であるが、そもそも『祥刑要覧』を書』所収本を見た。)の文である。「陳氏曰」に続く文である。「陳氏曰」に続く文を除いて、『春秋胡伝附録纂疏』の文である。「陳氏曰」に続く文を除いて、『春秋胡伝附録纂疏』の文である。「陳氏曰」に続く文である。「陳氏曰」に続く文である。「陳氏曰」に続く本が『春秋大全』から写したこの部分全体が、『春秋胡伝附録を除述』の文である。「陳氏曰」に続くない。「神代記書」の文である。「神氏曰」に続く文は、『神代記書』の文である。「神氏曰』に続く文は、『神代記書』の文である。「神氏曰』に続く文は、『春秋胡伝附録》に、『神代記書』の文である。「神氏曰』に続く文は、『神代記書』の文である。「神氏曰』に続く文は、『神代記書』の文である。「神氏曰』に続く文は、『神代記書』の文である。「神氏曰』に続く文は、『神氏記書』の文である。「神氏曰』に続く文は、『神代記書』の文である。「神氏曰』に続く文は、『神氏記書』の文である。「神氏記書』の文である。「神氏可言」の文である。「神氏記書」の文をいるの文に表書」の文に表書。「神氏記書」の文である。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」のえる。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」のえるまえる。「神氏記書」の文に表書。「神氏記書」のえるまる。「神氏記書」のえるまえる。「神氏記書」のえる。「神氏記書」のえるまる。「神たるまる。「神氏記書」のえるまる。「神氏記書」のえる。「神氏記書」のえるまるまる。「神氏記書

氏」が正しい。 に作るが、『春秋胡伝附録纂疏』巻九は「張氏」に作る。「張 見た。)の文である。「陳氏」は、

『春秋大全』巻九も「陳氏」

く文は、張治撰『春秋集注』巻三(『景印四庫全書』所収本を

第九節 『礼記』『論語』『大学』の抜書き

岩村藩刊本の第十三丁裏第九行から第十四丁裏第一行までを

びその注釈文の抜書きである。 第九節とする。この部分は、『礼記』『論語』『大学』の本文及

和訳

の意である。「天倫」は天理である。)「負けた方が五刑を科さ 決を下すときは 『礼記』王制に次のように記されている。「五刑に処する判 は「天論」に作る。)に従う。」(原注。「制」は断 (原文。制五刑。)、必ず天の道理(原文。天倫。

れる訴訟を裁判するときは、必ず訴訟関係者の間の父子関係や

も重い人間関係である。父が子のために隠し、子が父のために 罪の軽重の順序をよく考えて、慎重に心の善悪の度合を推測し 君臣関係を調べて刑を軽くしたり重くしたりする(原文。権。)。 犯罪行為を区別する。(原注。父子関係と君臣関係とは最

があることがわかる。つまり、犯罪行為が同じであっても、 場合から類推すれば、他にも刑を軽くしなければならない場合 隠すような場合には刑を軽くしなければならない。このような 罪

の軽重や心の善悪が異なる場合がある。慎重に犯罪行為を区別

呉訥撰·若山拯訓読 『祥刑要覧』の訳注(六) 「権る」ということである。)裁判官はその能力と真心とを尽く しなければならない。この区別するということが、いわゆる

> る。」(原注。例は形と同じ意味である。身体の一部分だけでも えることができない。故に為政者は裁判に心を尽くすのであ 們、即ち形とは、成の意である。刑は一たび成ってしまうと変 知り尽くすことができるであろう。)「刑とは侀、即ち形であり して、全力を挙げて裁判を行わなければならない。」(原注。 情心とを持って言葉の外にある意味を洞察するならば、真実を の言葉を聴いて、言葉を発する時の顔色を観察して、真心と同 しっかりと訴訟当事者及び証人の様子を見て、しっかりと彼ら

原文

礼記、王制。凡制五刑、

必即天倫

(原注。制、

断也。天倫、 以権之。

とりわけ慎重なのである。

でも揃わなければ、刑を科するには足りない。為政者は何事に 具わらなければ、人の形を成すには足りない。一つの証言だけ

対してもその心を尽くすのであるが、刑を用いることに対して

之(原注。明視聡聴而察於詞色之間、 浅深或異。当謹別之。所謂権也。)。悉其聡明、 之重。如父為子隱、子為父隱、推類可見。蓋所犯雖同、而軽重 意論軽重之序、慎測浅深之量、以別之(原注。父子君臣、人倫 忠愛惻怛而体之言意之表 致其忠愛、

天理。)。凡聴五刑之訟、必原父子之親、立君臣之義、

盡心焉(原注。侀与形同。一體不具、不足以成形。一辞不具、 庶可盡得其情。)。刑者侀也。侀者成也。一成而不可変。故君子

も慎む。)

不足以成刑。君子無事不盡其心。至用刑尤慎。)。(以上、第十

三丁裏第九行から第十四丁表第五行。)

礼記の王制。凡そ五刑を制するは、必ず天倫に即く。(原注。

の親に原き、君臣の義を立て、以て之れを権し、軽重の序を意 制は断なり。 天倫は天理。)凡そ五刑の訟を聴くは、必ず父子

す如きは、類を推して見る可し。蓋し犯すところ同じと雖も、 論し、浅深の量を慎測し、以て之れを別かつ。(原注。父子君 臣は人倫の重きなり。父、子の為めに隠し、子、父の為めに隠

尽くす。(原注。 軽重浅深或いは異なる。当に謹んで之れを別かつべし。いわゆ 之れを言意の表に体すれば、尽く其の情を得可きに庶からん。) る権なり。)其の聡明を悉くし、其の忠愛を致し、以て之れを 明視聡聴して詞色の間に察し、 忠愛惻怛して

君子は事の其の心を尽くさざる無し。刑を用いるに至りては尤 形を成すに足らず。一辞具わらざれば、以て刑を成すに足らず。 心を尽くす。(原注。侀は形と同じ。一体具わらざれば、以て 刑は侀なり。侀は成なり。一成して変ず可からず。故に君子は

右の部分の注釈文は『礼記大全』巻五の文とほとんど同じで

あるが、異なる箇所もある。『礼記大全』は『五経大全』の一

つである。『景印四庫全書』所収本を見た。

和訳

『論語』(為政)に次のように記されている。「孔子が言った。

とを恥かしいこととは思わない。(原注。刑罰を一時逃がれし 味である。)、法律に従わない人民に刑(原注。五刑。)を科す 注。「道」とは引導という意味である。「政」とは法制禁令の意 るというだけの政治を行うならば、人民は法網をすり抜けるこ 人民を法律(原文。政。)に従うよう指導し(原文。道。)(原

となる(原文。格。)。(原注。「格」は至るの意である。人民は 式。)を用いて人民を治めるならば、人民は恥を知って、善人 自ら道徳を実践して人民を導く。)、礼 (原注。決まりごとや儀 て恥かしく思わない。)道徳で人民を教導し(原注。為政者が

不善を行うのを恥じるようになり、善に至るのである。)と。」

原文

論語。子曰、道之以政

(原注。道、

猶引導。

政、

謂法制禁

善、而有以至於善。)。(以上、第十四丁表第六行から第八行。)札(原注。制度品節。)、有耻且格(原注。格、至也。民耻為不無所羞愧。)。道之以徳(原注。在上者躬行、以率之。)、斉之以無(原注。五刑。)、民免而無耻(原注。苟免刑罰令。)、斉之以刑(原注。五刑。)、民免而無耻(原注。苟免刑罰

(訓読)

且つ格る。(原注。格とは至るなり。民、不善を為すを恥じて、信注。五刑。)を以てすれば、民は免れて恥じる無し。(原注。五刑。)を以てすれば、民は免れて恥じる無し。(原注。行いて以て之れを率いる。)、之れを斉うるに礼(原注。制度品節。)を以てすれば、恥有りてれを斉うるに礼(原注。制度品節。)を以てすれば、恥有りてれを斉うるに礼(原注。制度品節。)を以てすれば、恥有りてれを斉うるに礼(原注。道とは猶お論語。子曰く、之れを道くに政を以てし(原注。道とは猶お論語。子曰く、之れを道くに政を以てし(原注。道とは猶お論語。子曰く、之れを道くに政を以てし(原注。道とは猶お

全』の一つである。『景印四庫全書』所収本を見た。じであるが、異なる箇所もある。『論語集註大全』は『四書大じの部分の注釈文は『論語集註大全』巻二の文とほとんど同

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注(六)

和訳

その言葉を述べ尽くすことができないようにすれば(原注。事実と異なる内容を発言しようとする者(原文。無情者。)が、ない。)どうにかして訴訟自体が無くなるようにしたい。と。を裁く方法は、私も他の人と同じである。(原注。他人と違わ

人民の意志を畏服させるので、訴訟は裁判を待つまでもなく自する人民の意志を大いに畏縮させるであろう。(原注。自然に

「情」とは事実の意である。)、嘘を主張する訴訟を起こそうと

【 原 文】

分から無くなる。)」

自然有以畏服民之心志。故訟不待聴而自無。)。大畏民志(原注乎。無情者、不得盡其辞(原注。情、実也。)。大畏民志(原注大学。子曰、聴訟吾猶人也(原注。不異於人。)。必也使無訟

訓読

以て善に至る有り。)と。

の志を畏れしむ。(原注。自然、以て民の心志を畏服せしむるき者は其の辞を尽くすを得ず。(原注。情は実なり。)大いに民(原注。人に異ならず。)必ずや訟え無からしめんか。と。情無大学。子曰く、訟えを聴くは、吾れ猶お人のごときなり。

有り。故に訟え、聴くを待たずして自ら無し。)

右の部分の注釈文は『大学章句大全』の文と同じである。

『大学章句大全』は『四書大全』の一つである。『景印四庫全

書』所収本を見た。